

平成23年8月31日裁決

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金の支給を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求の経過事案の概要

- 1 請求人(昭和〇年〇月〇日生)は、昭和〇年〇月〇日、A(昭和〇年〇月〇日生。以下「亡A」という。)と婚姻の届出をした同人の妻である。亡Aは、平成〇年〇月〇日に死亡した。
- 2 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格(以下「厚年資格」という。)を取得し、平成〇年〇月〇日の死亡により、同月〇日に厚年資格を喪失した。
- 3 請求人は、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、厚年法による被保険者期間中に死亡した亡Aの妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。
- 4 厚生労働大臣(厚生年金保険の保険給付を受ける権利は、平成22年1月1日から厚生労働大臣が裁定。)は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「(理由)遺族厚生年金を受けることができる遺族の範囲に該当しないため(厚生年金保険法第59条不該当)」として、遺族厚生年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 5 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。その不服の理由は、本件裁決書添付別紙のとおりである。

### 第3 問題点

- 1 厚生年金保険の被保険者が死亡したとき、その者の遺族に遺族厚生年金が支給

されるが、その遺族がその者の配偶者である場合には、その者の死亡の当時その者によって生計を維持した者であることを要し、かつ、年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外でなければならぬとされている(厚年法第58条第1項第1号、第59条第1項、第4項、同法施行令第3条の10第並びに「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(昭和61年4月30日庁発第29号社会保険庁年金保険部国民年金課長・業務第一課長・業務第二課長連名通知。以下「本件連名通知」という。))及び「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」(平成6年11月9日庁発第36号社会保険庁運営部長通知)。

- 2 本件の場合、亡Aがその死亡の当時厚生年金保険の被保険者であったこと並びに請求人が亡Aの妻であり、その死亡の当時亡Aと生計を一にしていた者であることは請求人と保険者との間において争いが無い。したがって、本件の争点は、請求人が亡A死亡の当時年額850万円以上の収入を将来にわたって有すると認められるもの以外の者であって、亡Aによりその生計を維持した者でないことと認められるか否かである。

### 第4 当審査会の判断

- 1 遺族厚生年金の受給権者に関する生計維持関係の認定に当たっては、本件連名通知により取り扱われるところ、本件連名通知は、遺族厚生年金の受給権者に係る生計維持関係の認定について、生計同一要件及び収入要件を満たす場合に受給権者又は死亡した被保険者若しくは被保険者であった者と生計維持関係があるものと認定する(ただし、これにより生計維持関係の認定を行うことが実態と著しく懸け離れたものとなり、かつ、社会通念上妥当性を欠くこととなる場合には、この限りではない。)とした上、収入要件については、「次のいずれかに該当する者は、厚生大臣の定める金額(年

額850万円)以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当する者とする。」と定め、次の①から④までの要件を列挙している。すなわち、① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入)が年額850万円未満であること、② 前年の所得(前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得)が年額655.5万円未満であること、③ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、上記①又は②に該当すること、④ 上記①、②又は③に該当しないが、定年退職等の事情により近い将来収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められることを必要としている。そして、遺族厚生年金の受給要件の有無は、保険事故発生時点で判断されるべきものであることは当然である。本件連名通知は、上記①及び②の要件に該当する者に提出を求める書類として、「前年若しくは前々年の源泉徴収票若しくは課税証明書並びに当該事情を証する書類等」を掲げており、収入要件についても、客観的証明資料により判断すべきものとしていると解されるから、近い将来において定められた金額未満になることが、定年退職の場合における就業規則等のような客観的な証明資料により確認されることが必要といふべきである。また、本件連名通知にいう「近い将来」について、保険者は、保険事故発生当時以降概ね5年以内とする取扱いをしているところである。

2 そこで、まず、亡A死亡の前年である平成〇〇年の請求人の収入又は所得について検討するに、一件記録によると、次の各事実が認められる。

(1) a社(以下「本件会社」という。)は、昭和〇年〇月〇日に設立された、金属洋食器厨房用品並びに家庭雑貨の販売に関する業務、上記製品の加工に関する業務等の事業を目的とする会社であり、亡Aは、死亡するまでその代表取締役を務めていた。本件会社は、平成

〇年〇月〇日の臨時株主総会の決議により同月〇日に解散し、請求人が清算人に就任し、同年〇月〇日付でその旨の登記を経由している。

(2) 請求人は、昭和〇年〇月〇日に、本件会社において健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得し、以後継続して本件会社において被保険者資格を有しており、平成〇年〇月から同〇年〇月までの厚生年金保険の標準報酬月額額は〇〇〇千円、同〇年〇月から同〇年〇月までは〇〇〇千円と定められ、同年〇月以降は〇〇〇千円と定められている。ところで、上記平成〇年〇月から同〇年〇月までの標準報酬月額〇〇〇千円は、当時ににおける厚生年金保険の標準報酬月額の最高額であり、平成〇年分から同〇年分までの所得証明で請求人の給与収入が〇〇〇万円(給与所得〇〇〇万〇〇〇〇円)とされていることと符合するものである。

以上の認定事実によると、亡A死亡の前年である平成〇年における請求人の収入が850万円以上であったと認められるから、これが850万円未満であったとはいえず、また、上記認定の事実によると、請求人の所得も655.5万円未満であったとはいえない。したがって、請求人に上記1の①、②及び③の要件があったということとはできない。

3 次に、亡A死亡の時点において、客観的な証明資料により、請求人が、近い将来(亡A死亡時点から概ね5年以内)に収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となることが認められるかどうかについて検討する。すなわち、一件記録によれば、本件会社が解散登記をし、請求人の給与収入は、平成〇〇年分以降850万円未満に下がっていることが認められるが、これらが亡A死亡時点において、予見できたか否かということである。請求人は、「会社は、亡Aが死亡する以前から業績が極度に低

迷し、営業損失が続いていて、いつ廃業してもおかしくない状況にあった。」旨、主張するところ、確かに、「平成〇年〇月〇日～〇年〇月〇日」期以降の損益計算書からは、毎年、「売上総利益」が減少し、「営業損失」を計上していることを見て取ることができるが、「厚年資格記録（共通）」によると、請求人の標準報酬月額は、平成〇年〇月から同〇年〇月までは〇〇〇千円であったところ、同〇年〇月から同〇年〇月までは〇〇〇千円となり、同〇年〇月から同〇年〇月までは最高額の〇〇〇千円となっており、これは、請求人の報酬が平成〇年〇月から大幅に引き上げられたことを意味している。また、「厚年資格記録（共通）」によると、亡Aの厚生年金保険の標準報酬月額は、資格取得以来、常に最高額であり、平成〇年〇月から同〇年〇月までは〇〇〇千円、同〇年〇月以降死亡するまでは〇千円となっており、平成〇年〇月以降死亡するまで、本件会社において、亡A及び請求人は、ともに厚生年金保険の最高額の標準報酬月額に相当する報酬を得ていたことを見て取ることができる。また、請求人は、亡Aは、業績の低下を心配し、「自分が死んだら、会社は廃業するように」と強く言っていた旨、主張するところであるが、亡Aが死亡する前に会社を解散したという事実はなく、これをもって、亡Aの死亡時において、請求人の収入が将来850万円未満に下がることが予見できたということとはできない。

- 4 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件再審査請求は、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり裁決する。